

児童委員制度創設70周年 全国児童委員活動強化推進方策2017

～子どもたちの笑顔と未来のために～

支えあう 住みよい社会 地域から

平成29年11月

全国民生委員児童委員連合会

民生委員児童委員信条

一 わたくしたちは隣人愛をもつて
社会福祉の増進に努めます

一 わたくしたちは常に地域社会の
実情を把握することに努めます

一 わたくしたちは誠意をもつてあらゆる
生活の相談に応じ自立の援助に努めます

一 わたくしたちはすべての人々と協力し
明朗で健全な地域社会づくりに努めます

一 わたくしたちは常に公正を旨とし
人格と識見の向上に努めます

児童憲章（前文）

我らは、日本国憲法の問題にいたがい、
児童に対する正しい觀念を確立し、すべて
の児童の幸福をはかるために、この憲章を
定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

目次

「全国児童委員活動強化推進方策 2017」の概要	i
1. 児童委員制度創設 70 周年を迎えて	1
(1) 70 年を振り返って	1
(2) 民生委員が児童委員を兼ねる意義	6
2. 児童委員活動の現状および課題	
～これまでの「全国児童委員活動強化推進方策」を踏まえて	7
(1) 児童委員活動の現状	7
(2) 今後に向けた課題	8
(3) 「全国児童委員活動強化推進方策」に基づく取り組み経過	10
3. これからの児童委員活動の重点	11
(1) これからの児童委員活動、児童委員協議会活動に期待されること	11
(2) 今後の児童委員活動の重点	12
重点1 子どもたちの「身近なおとな」となり、地域の「子育て応援団」となる	13
重点2 子育て、子育てを応援する地域づくりを進める	14
重点3 課題を抱える親子を早期に発見し、つなぎ、支える	15
重点4 児童委員制度やその活動への理解を促進する	16
(3) 本方策の具体的推進のために	17
①取り組み期間について	17
②「地域版」活動強化方策の策定を進めましょう	17
参考資料	18
● 関連法令	
▶ 児童憲章	18
▶ 児童福祉法	18
▶ 児童虐待防止等に関する法律	20
▶ 母子及び父子並びに寡婦福祉法	20
▶ 売春防止法	21
● 関連通知	
▶ 児童委員の活動要領	22
▶ 児童委員・主任児童委員の積極的な活用による児童健全育成及び 家庭教育支援施策の推進について（依頼）	25
▶ 生徒指導、家庭教育支援及び児童健全育成に係る取組の相互連携の 推進について（依頼）【抜粋】	26
▶ 児童委員、主任児童委員の活動の推進について	27
● 児童委員制度および児童委員活動の歴史（主な事項）	28

はじめに

～「全国児童委員活動強化推進方策 2017」について～

全国民生委員児童委員連合会（以下、「全民児連」と略）では、本年、民生委員制度創設 100 周年という大きな節目にあたり、全国の民生委員・児童委員および民児協関係者がめざすべき今後の活動の方向性について、「民生委員制度創設 100 周年活動強化方策」（以下、「100 周年方策」と略）を策定しました。

この「100 周年方策」においては、今後の活動の重点として、「①地域のつながり、地域の力を高めるために」、「②さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために」、「③民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために」の 3 項目を掲げ、その具体的な取り組みのなかでは、「子育てを応援する地域づくりの推進」を盛り込むとともに、すべての民生委員が児童委員であることを意識した活動の重要性を挙げ、地域づくりの推進とともに、民生委員・児童委員が子どもにとって「身近なおとな」となることを提唱しています。

近年、少子化や核家族化の常態化、人間関係の希薄化等のなかで、子どもや子育て家庭をめぐる課題は多様化、深刻化しています。児童虐待や貧困、不登校、いじめ、自殺をはじめ、発達障がい、同性愛や性同一性障害等の性的少数者、外国籍の子どもへの対応なども顕在化しています。

そうしたなかであって、住民の身近な存在である児童委員の活動への期待が一層高まっています。その期待に応えるべく、全民児連では平成 12 年以降、「全国児童委員活動強化推進方策」を継続して策定しています。一つの方策の取り組み期間は約 3 年から 4 年であり、それぞれの時代における社会状況、子どもや子育て家庭を取り巻く課題等を踏まえた活動の方向性を提示してきました。

本年は、児童委員制度創設 70 周年という節目の年でもあります。そこで、この節目にあたり、「100 周年方策」を踏まえつつ、児童委員活動をより積極的に進めていくために、この「全国児童委員活動強化推進方策 2017」を策定しました。

本方策では、あらためて児童委員制度 70 年の歴史の振り返りとともに児童委員活動の現状と課題について整理し、そのうえでこれからの児童委員活動の重点として、「①子どもたちの『身近なおとな』となり、地域の『子育て応援団』となる」、「②子育て、子育てを応援する地域づくりを進める」、「③課題を抱える親子を早期に発見し、つなぎ、支える」、「④児童委員制度やその活動への理解の促進」の 4 項目を掲げました。

具体的取り組みにあたっては、地域の実情を踏まえた取り組みとしていただくことが期待されます。「100 周年方策」にて都道府県・指定都市、市区町村ごとの作成を呼びかけている「地域版 活動強化方策」において児童委員活動としての取り組みについても明示し、その推進を図っていただければ幸いです。

平成 29 年 11 月

全国民生委員児童委員連合会 会長 得能 金市

「全国児童委員活動強化推進方策 2017」の概要 ～子どもたちの笑顔と未来のために～

1. 「全国児童委員活動強化推進方策」について

- 全民児連では平成 12 年以降、児童委員活動の充実に向け、「全国児童委員活動強化推進方策」を継続して策定しており、それぞれの時代における社会状況、子どもや子育て家庭を取り巻く課題等を踏まえた活動の方向性を提示してきました。

2. 「100 周年活動強化方策」との関係性

- また、全民児連では、昭和 42 年の民生委員制度創設 50 周年以降、10 年ごとに、向こう 10 年間の活動の方向性や重点を示す「活動強化方策」を策定しています。そして、制度創設 100 周年にあたる本（平成 29）年、「民生委員制度創設 100 周年活動強化方策」（以下、「100 周年方策」と略）を策定しました。
- 「100 周年方策」においては、今後の活動の重点 3 項目の具体的な取り組みのなかで、「子育てを応援する地域づくりの推進」についても盛り込み、すべての民生委員が児童委員であることを意識した活動の重要性を挙げ、地域づくりの推進とともに、民生委員・児童委員が子どもにとって「身近なおとな」となることを提唱しています。
- 本（平成 29）年は、児童委員制度創設 70 周年という節目の年でもあります。そこで、「100 周年方策」を補完し、児童委員活動をより積極的に進めていくために、この「全国児童委員活動強化推進方策 2017」（以下、「本方策」と略）を策定しました。

3. 構成について

- 本方策は、以下のとおり 3 部構成となっています。
 - 第 1 部 児童委員制度創設 70 周年を迎えて
 - 第 2 部 児童委員活動の現状および課題
～これまでの「全国児童委員活動強化推進方策」を踏まえて
 - 第 3 部 これからの児童委員活動の重点
- とくに第 3 部では、これからの児童委員活動の重点として、「①子どもたちの『身近なおとな』となり、地域の『子育て応援団』となる」、「②子育て、子育てを応援する地域づくりを進める」、「③課題を抱える親子を早期に発見し、つなぎ、支える」、「④児童委員制度やその活動への理解の促進」の 4 項目を掲げています。

4. 本方策の具体的推進のために

- 本方策の取り組み期間は、「100 周年方策」と整合させ、平成 29 年 12 月～平成 39 年 11 月の 10 年間とします。取り組み期間中は、例えば各年度もしくは 3 年ごとに中間評価を行ない、必要な活動の見直しを行ないましょう。
- 本方策の推進にあたっては、地域の実情を踏まえた取り組みが期待されます。「100 周年方策」においては、都道府県・指定都市、市区町村単位で「地域版 活動強化方策」の策定を提案しており、そのなかで児童委員活動についても明示し、民生委員活動、児童委員活動を効果的、一体的に進めることが期待されます。

5. 主な内容について

本方策の主な内容は以下のとおりです。

第1部 児童委員制度創設 70 周年を迎えて

(1) 70 年を振り返って

- 昭和 22 年の児童福祉法により児童委員制度が誕生。以前より児童保護等の実績を有していた民生委員が児童委員を兼任することとなる。
- 児童委員の具体的職務については、厚生省(現厚生労働省)局長通知「児童委員の活動要領」において示されていたが、平成 13 年に児童福祉法上に明文化された。
- 児童や子育てをめぐる課題の多様化を受け、児童委員活動の充実・活性化を目的に、平成 6 年 1 月、主任児童委員制度が創設された。
- 児童委員に期待される役割が多様化するなか、児童虐待への対応や学校との連携、家庭教育における協力について、法令や通知上に明示されるようになっていく。

(2) 民生委員が児童委員を兼ねる意義

- 子どもが抱える課題は家庭状況が反映したものが多く、家庭全体への支援なくして課題解決は困難。支援にあたっては、関係機関等との連携が不可欠であるが、地域においてあらゆる世代や世帯の支援にあたる民生委員でもある児童委員だからこそ可能といえる。
- 児童委員、主任児童委員がその役割を果たしていくためには、住民のみならず、関係機関の認知、信頼が不可欠であり、それは民生委員が児童委員を兼ねているからこそ担保されている。

第2部 児童委員活動の現状および課題

～これまでの「全国児童委員活動強化推進方策」を踏まえて

(1) 児童委員活動の現状

- 相談支援件数のうち「子どもに関すること」は減少しているものの、他（高齢者や障がい者等）に比べて減少率は小さく、総件数に占める比率では増加傾向。
- 民児協における取り組みとして、学校訪問や通学路の見守りは約 9 割、子育て家庭への訪問や子育てサロン等は約 6 割の単位民児協で実施している。

(2) 今後に向けた課題

- 児童委員活動および民児協における子ども・子育て支援活動に関する課題としては、「取り組みの地域差および分野別の差異」、「子育て家庭への関わりの難しさ」、「民児協組織内での課題」、「『児童委員』としての認知度の低さ」、「地域における関係機関との連携状況」といったことが特筆される。

(3) 「全国児童委員活動強化推進方策」に基づく取り組み経過

- 平成 12 年以来、「全国児童委員活動強化推進方策」を継続して策定している。一つの方策の取り組み期間は約 3 年～4 年で、それぞれの時代に合わせた取り組み課題を提示してきた。
- 平成 16 年以降は、「わがまちならでは」をキーワードに、地域の特色を活かした児童委員活動の推進を呼びかけてきた。

第3部 これからの児童委員活動の重点

(1) これからの児童委員活動、児童委員協議会活動に期待されること

- ・ 今後期待されることとして、①家庭全体を視野に入れた支援、②継続的な見守り、③自らが「子育て応援団」となり、さらに応援団を増やしていく、④児童委員協議会でもある民児協としての組織的活動の推進、⑤地域住民や幅広い関係者への児童委員、主任児童委員としてのPR、の5点が挙げられる。

(2) 今後の児童委員活動の重点

重点1 子どもたちの「身近なおとな」となり、地域の「子育て応援団」となる

- ・ すべての親子が地域のなかで誰かとつながっていることを実感し、何かあったときには頼れる相手がいるという安心感をもてるようにしていく。
- ・ 地域の子どもたちの「身近なおとな」、また子育て中の親にとって「人生の先輩、子育ての先輩」として、身近な存在となる。

＜考えられる取り組み例＞

- ・ 登下校時の見守りや声かけ運動等による子どもたちとの関係構築。
- ・ 子育てサロン等の開催や情報提供により、子育て家庭の孤立防止を進める。

重点2 子育て、子育てを応援する地域づくりを進める

- ・ 子育てや子どもの健やかな育ちを地域で支えていく。
- ・ 率先して「子育て応援団」となると同時に、地域住民への働きかけを行なうことで地域に「子育て応援団」を増やし、子育て、子育てを応援する地域づくりを進める。

＜考えられる取り組み例＞

- ・ 居場所づくりや地域行事等を通じて、子どもと地域の大人の関係づくりを進める。
- ・ 福祉施設を会場とした子ども食堂の開催等、社会福祉法人との連携強化。

重点3 課題を抱える親子を早期に発見し、つなぎ、支える

- ・ 課題を抱えながら周囲に助けを求められない親子を早期に把握し、支援につなぐことで課題の深刻化防止につなげる。
- ・ 日頃から、「気になる家庭」について、地域住民から積極的な情報提供を得られる関係づくりに取り組む。

＜考えられる取り組み例＞

- ・ 赤ちゃん訪問や乳幼児健診への協力等を通じて、課題を抱える親子の早期把握につなげる。
- ・ 学校との情報交換会を通じて、子どもに関する情報共有と役割分担を行なう。

重点4 児童委員制度やその活動への理解の促進

- ・ 児童委員が地域において積極的な取り組みを推進していくために、その基盤となる環境整備に取り組む。
- ・ 内的環境の整備としての民児協の機能強化、外的環境の整備としての地域住民や関係機関等への児童委員の存在・役割の認知と正しい理解の促進を図る。

＜考えられる取り組み例＞

- ・ 定例会における児童分野に関する議題の必須化や研修を通じた委員の意識啓発。
- ・ 活動強化週間や行事等を通じた地域住民や関係者への活動のPR。

1 70 年を振り返って

これからの児童委員活動を考えるにあたり、まず、児童委員制度の誕生から今日までの 70 年間を振り返り、児童委員の活動に期待されてきたもの、そして先達の実践等についてあらためて整理します。

①児童委員制度創設の経過～民生委員の兼任**ア) 児童福祉法制定と児童委員制度創設**

- 戦後、敗戦によりわが国の社会や人びとの生活はきわめて厳しい状況に置かれ、戦災孤児の保護や非行防止などは社会全体で対応すべき大きな課題となりました。そのためには、児童の福祉を増進するための総合的な法律が必要とされ、昭和 22 年、児童福祉法が公布されました。
- 児童福祉法は、「福祉」という言葉を冠した最初の法律であり、戦争の影響を最も大きく受けた子どもたちを最優先に救済するとともに、すべての子どもが愛護され健やかに育成されるべき（当時の第 1 条、第 2 条）との思いが込められた法律でした。そして、この児童福祉法において児童委員の設置が規定され、児童委員制度が誕生しました。

イ) 民生委員による児童委員の兼任

- 児童福祉法の原案においては、「児童委員」とは、大きく①有給の公務員（児童福祉のケースワーカー、都道府県職員）と、②児童福祉を担う地域の奉仕者、の 2 種類の者を一体的に位置づけることが想定されていました。
- しかし、法案審議の過程で、両者を同一の「児童委員」の名称で位置づけることは適当ではないとされ、前者は「児童福祉司」として規定され、今日に至ることとなります。そして、後者を民生委員が兼任することとなったのです。
- 民生委員による児童委員の兼任については、種々課題も指摘されましたが、以下の 3 点を主な理由として、民生委員による兼任とされました。

- ① 民生委員は、方面委員時代においても、母子保護法の補助機関に位置づけられるとともに、少年教護法における少年教護委員に充てられていたなど、児童保護等の取り組み実績を有していたこと
- ② 民生委員とは別に児童委員を委嘱した場合、低所得世帯など相談援助を必要とする家庭にとって、類似の立場にある複数の相談支援者が関わることとなり、それは負担であり、非効率であること
- ③ 児童をめぐる課題への対応については、なにより家庭状況を総合的に把握する必要があること

②児童委員の職務

児童委員制度創設当初、児童委員の具体的職務については法律上明確に規定されておらず、長く厚生省（現厚生労働省）局長通知「児童委員の活動要領」において示され、平成13年に初めて児童福祉法上に明文化されました。この間、社会や家庭など、子どもを取り巻く変化のなかで、児童委員に期待されるものも広がりを見せてきました。以下、児童福祉法および「児童委員の活動要領」に示された児童委員の職務、役割の変化について、その概要を記します。

ア) 制度創設当初（昭和20年代～）

- ・ 当初の児童福祉法に示された児童委員の役割は以下のとおりでした。

【第12条】

- ▶ 児童委員は、児童福祉司の行う職務につき、これを協力するものとする。
- ・ これを補完し、具体的な役割を示したのが「児童委員の活動要領」でした。昭和28年9月10日、初めての「児童委員活動要領」においては、「児童委員の具体的業務」として、①問題児童等の発見と通告、②里親及び保護受託者の発見と調査、③調査、④家庭における指導、⑤集団指導（子供クラブ、母の会、母子衛生組織等の育成と協力）が示されました。

イ) 昭和37年12月の「活動要領」改正

- ・ 「児童委員の具体的業務及び活動」として、①要保護児童について、②母子保健について、③費用徴収等の意見具申、④母子家庭等の援護指導、⑤地域児童の健全育成が示され、これまでの内容に加え、児童の健全育成がその役割として追加されました。

ウ) 昭和55年9月の「活動要領」改正

- ・ それまでの行政の補助機能的な協力活動中心から、地域における自主的活動が加えられ、予防的活動に重点をおいた取り組みの強化が期待されました。

エ) 平成13年児童福祉法改正

- ・ 平成13年12月の改正により、初めて児童福祉法において児童委員の具体的職務が明文化されました。この前年（平成12年）6月に約半世紀ぶりに民生委員法の改正が行なわれており、児童福祉法に規定された児童委員の職務も、民生委員法における民生委員の職務に関する規定と整合したものとされました。
- ・ なお、この法改正においては、平成6年1月に厚生省通知により創設された主任児童委員制度についても明記されることとなりました（次項③参照）。

オ) 平成16年児童福祉法改正

- ・ さらに、平成16年には、以下の点が改正されることとなりました。
 - ▶ 「行政機関の行う業務に対する協力」を改め、「地域における活動の推進」、「関係機関との連携・協力」を規定

- ▶ 従前、個別世帯への指導援助等を行なわないこととされていた主任児童委員について、緊急時等、状況によっては、区域担当児童委員と連携しつつ、主体的に個別世帯の指導援助に関わることも可能とする

【児童福祉法 抜粋（平成 29 年 9 月現在）】

第 17 条 児童委員は、次に掲げる職務を行う。

- 一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
 - 二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
 - 三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
 - 四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
 - 五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。
- 2 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員（主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。）との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。
- 3 前項の規定は、主任児童委員が第一項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。

③主任児童委員制度の創設

昭和から平成へと時代が移り、少子化の進行とともに、児童虐待をはじめとする子どもや子育て家庭をめぐる課題が多様化するなか、児童委員活動の充実および活性化を目的に、平成 6 年 1 月、主任児童委員制度が創設されました。

ア) 制度創設の経過

- ・ 児童委員による児童健全育成活動への期待が高まる一方で、急速な高齢化に伴う民生委員としての高齢者（世帯）への支援も拡大しており、民児協関係者からもその両立への課題が指摘されていました。
- ・ 平成 4 年 11 月、厚生省（当時）、全民児連、全社協の 3 者合同で設置された「児童委員問題研究会」が「中間報告」を提示、そのなかで「主任児童委員制度」創設が提案され、それを受けて平成 6 年 1 月、厚生省の通知に基づき「主任児童委員」制度が創設されました。
- ・ 制度創設の目的は、児童福祉関係機関と区域担当の児童委員をつなぐ窓口となり、児童委員活動のリーダー的存在となる主任児童委員を単位民児協ごとに配置することで、児童委員活動の活性化を図ろうとするものでした。そのため、主任児童

委員は民生委員・児童委員として委嘱される者のなかから指名されるものの、担当区域はもたず、各法定単位民児協の区域全体において児童家庭福祉分野を中心に活動するものとされました。

イ) 法定化と複数名配置の実現

- ・ 平成6年1月の創設時点では、主任児童委員制度は全国で1.3万人が委嘱されました。各単位民児協での配置人数は、民児協の委員数に応じて1名～3名とされていました。
- ・ この主任児童委員制度が児童福祉法上に明記されたのは、前記のとおり平成13年のことで、この法定化に合わせ、全民児連からの要望を踏まえ、配置人数も最低2名とされ、すべての単位民児協での複数人配置が図られました。

ウ) 個別世帯への支援をその役割として明確化

- ・ 上記のとおり、平成16年の児童福祉法改正において、それまで個別世帯への指導援助等を行なわないこととされていた主任児童委員について、「緊急を要する等事案の内容によっては、当該区域を担当する児童委員と連絡・調整を図りながら、主任児童委員が主体的に当該事案を扱うことも必要であること」と、個別世帯の指導援助に関わることも可能とする旨が明確化されました。

④児童委員に期待される役割の広がり

児童委員（主任児童委員含む）に期待される役割は、近年、一層多様化しています。とくに児童虐待への対応については、その予防や早期発見に期待されるものは大きなものがあります。

ア) 児童虐待防止等への協力

- ・ 平成12年5月の児童福祉法改正においては、被虐待など要保護児童を発見した者が児童相談所や福祉事務所に通告を行なう場合には、児童委員を介して通報を行なうことができるとされ、児童委員による協力が明記されました。
- ・ また、同年11月には児童虐待防止法が施行され、児童虐待に関する定義が初めて明確にされるとともに、児童委員を含む「虐待を発見しやすい立場にある」者は虐待の早期発見に努めなければならない旨が規定されました。

イ) 学校との連携、家庭教育における協力

- ・ 小中学校は、長く児童委員活動の連携先となってきましたが、近年ではいじめや行方不明（居所不明）児童の存在なども課題となっています。文部科学省は、地域との連携のもとに取り組みを進めるべく、学校と児童委員との連携・協働の推進について、複数回にわたり教育委員会等に通知を発出しています。
- ・ また、文部科学省では、子どもの育ちに重要な家庭教育の分野においても、児童委員への期待を寄せています。

⑤自主的活動の歴史～「活動強化方策」に基づく取り組み

民生委員・児童委員は、行政の協力者としての活動だけでなく、その時々社会や地域の状況を鋭敏に捉え、社会調査を行なうこと等を通じて見えづらい課題を把握してきました。そして、その特性を活かし、自ら取り組み課題を設定するなどの方法により、子どもや子育て家庭への支援に関する自主的活動を進めてきました。

ア) 全国運動の実施

- ・ 昭和42年、民生委員制度創設50周年に際し、全民児連は初の長期活動計画というべき「50周年活動強化要綱」を策定しました（以後10年ごとに「活動強化方策」として策定）。この「活動強化要綱」においては、重点活動として「出稼ぎ者・勤労青少年と家庭を結ぶ運動」、「子どもを事故から守る運動」を掲げました。とくに後者は、自動車の急増に伴う交通事故の深刻化のなか、社協・民児協の連携により全国的に成果をあげました。
- ・ 昭和44年には、「丈夫な子どもを育てる母親運動」が提唱され、地域性を活かした種々の取り組みが各地で実施されることとなりました。この運動は後に児童の健全育成に取り組む「心豊かな子どもを育てる運動」として再編され、平成に至るまで全国的に取り組まれました。

イ) 全国調査の実施

- ・ 民生委員・児童委員の特性、また組織力を活かした活動として、社会的な課題を明らかにする（可視化する）調査活動があげられます。とくに、全民児連では、制度創設50周年以後、民生委員・児童委員が地域を注視する「モニター」の役割を果たす「全国モニター調査」を継続的に実施してきました。
- ・ そのなかでは、昭和45年の「父子家庭実態調査」、昭和47年の「妊産婦の保健と生活実態調査」等、子どもや子育て家庭に関するものも少なくありませんが、代表的なものとして、民生委員制度創設80周年（平成9年）記念事業の一環として取り組まれた「子どもと子育てに関するモニター調査」があります（平成8年12月～同9年2月実施）。
- ・ 本調査は、具体的には、①「子どもと子育て支援活動の事例調査」、②「子育てに関する意識調査」、③「子どもの意識調査」の3調査により構成されていました。全国すべての民生委員・児童委員がそれぞれの地域において調査活動にあたったもので、先進的な子育て支援活動の事例集作成といった成果に加え、この調査を通じて子育て中の親や子どもに直接関わったことにより、地域における新たな関係づくりにも役立つものとなりました。

2 民生委員が児童委員を兼ねる意義

- 児童委員制度創設から70周年を迎えた今日、「100周年方策」においても示されているように、すべての民生委員が児童委員であることをあらためて意識し、これまで以上に子どもや子育て家庭をめぐる課題に積極的に取り組んでいくことが期待されています。
- しかし、たとえば国の地方分権改革をめぐる議論において、民生委員が児童委員を兼ねていることが民生委員の負担拡大につながっているのではないかとの課題提起がみられたように、今日、あらためて民生委員が児童委員を兼ねる意義が問われているといえます。そうしたなかであって、全国の委員および関係者がその点をしっかりと意識することが大切と考えられます。
- 民生委員が児童委員を兼ねる意義としては、大きく以下の点があげられます。

ア) 家庭全体への関わりを可能とする

- ・ 子どもが抱える課題は家庭状況が反映したものが多く、家庭全体への支援なくしては、課題解決は困難といえます。そして、支援を進めるためには、子どもやその家庭を取り巻く関係機関等との連携が不可欠です。こうした幅広い関係者との連携・協働体制の構築においては、児童福祉を任務とする児童委員の立場だけでは困難な面があり、地域においてあらゆる世代や世帯の支援にあたる民生委員でもあるからこそ可能といえます。

イ) 児童委員に対する認知、信頼

- ・ 児童委員への期待が高まる一方、児童委員に対する社会的認知は高くないのが現実です。児童委員、主任児童委員がその役割を果たしていくためには、住民のみならず、関係機関の認知、信頼が不可欠であり、それは民生委員が児童委員を兼ねているからこそ担保されているといえます。

1 児童委員活動の現状

ここでは、今日の児童委員活動の現状について、主に国の「福祉行政報告例」と平成28年に全児連が全国の委員および民児協を対象に実施した「全国モニター調査」（以下、「28年調査」と略）の結果から、その概況を紹介します。

①委員の年齢構成、男女比、就業の状況

- 近年、委員の高年齢化が顕著であるなか、民生委員・児童委員全体では65歳以上の委員が約7割に上る一方、主任児童委員は65歳以上が約3割、55歳未満の層が約3割となっています。自治体別にみると、主任児童委員については町村部ほど年齢の高い委員が多くなっています。
- 民生委員・児童委員の男女比は、平成27年度末時点では男性4割に対して女性6割となっています。主任児童委員においては、男性14.7%、女性85.3%という状況で女性の割合が高くなっています。
- 現在就労している委員の割合は、区域担当委員が35.3%であるのに対し、主任児童委員は過半数となっています。現職を含む就業経験者の職歴（専業主婦を含め）では、区域担当委員は「会社員」、「専業主婦」が多いのに対し、主任児童委員は、「専業主婦」、「会社員」、「自営業」、「幼稚園・保育所職員」や「学校教員」の割合が高くなっています。

②子どもに関する相談・支援件数の推移～「活動記録」の集計から

- 「活動記録」の区分変更があった平成14年以降の分野別相談・支援件数「子どもに関すること」と、同13年以前の関係制度別相談・指導件数の「児童福祉」「母子・父子福祉」「母子保健」の合計件数とを比較すると、全体として子どもに関する相談・支援件数は減少傾向にあるといえます。

昭和60年度	平成7年度	平成17年度	平成27年度
関係制度別相談・指導件数の「児童福祉」「母子・父子福祉」「母子保健」の合計件数		分野別相談・支援件数「子どもに関すること」	
2,225,334	1,533,302	1,397,340	1,335,261

- 平成17年度と平成27年度の比較においては、相談・支援件数の総数、また「高齢者に関すること」や「障がい者に関すること」の相談内容の区分のいずれも減少しています。一方、「子どもに関すること」は件数的には減少しているものの、減少率は小さく、総件数に占める比率では17年度が17.8%であったのに対し27年度では20.9%と増加しています。

- 相談支援内容別にみると、「その他の活動件数」に含まれる「要保護児童の発見の通告・仲介」は、平成17年度からの10年間で半分近くに減少しています。全国の児童相談所における相談対応件数が大きく増加するなかであっての減少の背景としては、「189」に3桁化された児童相談所の全国共通ダイヤルの国民への浸透などにより、民生委員・児童委員を介さずに、直接、児童相談所等に通告する住民が増加していることが考えられます。

③主任児童委員の活動状況

- 制度創設から間もない平成7年度から27年度の活動日数を比較すると、主任児童委員の活動は、3倍以上に増加しています。
- 10年間で「相談・支援件数」、「訪問回数」はともに1割程度減少している一方、サロン活動への協力等の「その他の活動件数（自主的な活動等）」、関係機関等との「連絡・調整回数」は大きく増加しています。このことから、主任児童委員が単位民児協の窓口となって、小中学校をはじめ関係機関との連絡役として定着しつつあることがうかがわれます。

項目	平成7年度	平成17年度	平成27年度
委員総数	13,863	20,854	21,434
活動日数	757,818	2,091,277	2,486,117
相談・支援件数	330,164	571,749	531,051
その他の活動件数	802,234	1,715,110	2,223,659
訪問回数	333,461	685,835	632,812
連絡調整回数	—	1,391,189	2,072,367

④民児協における子どもや子育て家庭への支援活動

- 「28年調査」によれば、民児協における子どもや子育て家庭への支援活動の状況としては、「学校などへの訪問活動」（92.8%）、「通学路の見守りなどの安全確保のための活動」（86.6%）、「子育て家庭などへの訪問活動」（64.3%）、「子ども・子育て家庭を対象としたサロンなどの取り組み」（62.8%）が上位となっています。平成21年調査に比べ、全体傾向は変わっていませんが、子どもや子育て家庭への支援に関する取り組みの実施割合は全体として高くなっています。

2 今後に向けた課題

上記および全国の関係者から寄せられる声を踏まえると、児童委員活動、また民児協における子ども・子育て支援活動に関しては以下のような課題が挙げられます。

①取り組みの地域差および分野別の差異

- 民児協による子どもや子育て家庭への支援の取り組みの実施率は、近年、全体としては高くなっているものの、都道府県ごと、またそれぞれの都道府県・市区町村ごとにも差異があるといえます。

- また、前述のとおり、子育て家庭等への訪問や通学路の見守り、子育てサロン等の取り組みは比較的多くの民児協において実施されている一方で、子どもの健全育成に関する取り組みは実施率が全国の民児協の半数程度にとどまっており、活動の分野ごとに取り組み状況にも差異がみられます。

②子育て家庭への関わりの難しさ

- 核家族化や共働き世帯等の増加といった社会変化のなかで、昼間家にいない家庭やオートロックマンション等の集合住宅の増加により、子育て家庭への訪問に苦勞していることが指摘されています。
- また、男性委員からは、子育て家庭への訪問や子育てサロン等における母親への関わり方に悩むといった声も聞かれます。

③民児協組織内での課題

- 地域における子どもや子育て支援の取り組みにあたっては、民児協が組織的に取り組んでいくことが大切ですが、一部には、子どもや子育て家庭への支援を主任児童委員任せにしている状況があるとされます。

④「児童委員」としての認知度の低さ

- 「28年調査」においても、地域住民の認知度は、民生委員に比べ児童委員が低くなっています。とくに主任児童委員の認知度は低く、住民の信頼、関係機関からの適切な理解に基づく積極的な活動を困難としている要因ともなっています。

⑤地域における関係機関との連携状況

- 「28年調査」によれば単位民児協会長の認識として、関係機関との連携状況については、「強く連携できている」機関としては、地域包括支援センターが約5割、市町村社協約4割に対し、「小・中学校」は25.7%、保育所・幼稚園、保健所、地域子育て支援センターは約1割、さらに「児童相談所」は3.6%と選択項目のなかで最低値となっています。
- また、「協働・協力によって関係機関が単位民児協にとって重要な支え手になっているか」との設問においては、「非常に役に立っている」が、小中学校26.3%、保育所・幼稚園、保健所、地域子育て支援センターが約1割、児童相談所は8.3%にとどまっています。行政や社協が5割、地域包括支援センターが6割を超えていることに比して、子どもに関する機関・団体は低くなっていました。こうした背景については、それぞれの機関等の設置圏域と単位民児協の担当圏域の相違、また民児協としての活動内容の相違などが考えられるところです。

3 「全国児童委員活動強化推進方策」に基づく取り組み経過

全民児連では、平成12年以来、「全国児童委員活動強化推進方策」を継続して策定しています。一つの方策の取り組み期間は約3年から4年であり、それぞれの時代にあわせた取り組み課題を提示してきました。

- 平成12年に策定された初の「全国児童委員活動強化推進方策」では、「地域の親子100人と知り合い、支え合おう」をテーマに、児童委員活動の強化を今後の活動の重点として掲げ、全国的な活動を提起しました。これは、深刻化する児童虐待をはじめ、子どもや子育て家庭をめぐる諸課題に対する社会的対応が求められるなか、児童委員への期待の高まりを受けたものでした。
- 平成16年策定の「方策」からは、「わがまちならでは」をキーワードに、地域の特色を活かした児童委員活動の推進を呼びかけています。
- 民生委員制度創設90周年にあたる平成19年には、「90周年『広げよう地域に根ざした思いやり』行動宣言」を受けた児童委員・主任児童委員版の「行動宣言」を策定し、「児童虐待や犯罪被害などから子どもを守る取り組みを進める」ことを喫緊の取り組み課題として掲げました。
- 近年の方策においては、とくに、社会的課題となっている児童虐待の防止や早期発見・早期対応、各地で相次いだ子どもの連れ去りといった犯罪被害から子どもを守るための取り組みが継続して重点とされてきました。
- これまでの「方策」への取り組み状況について、数値による評価は困難ですが、「28年調査」によれば、前記のとおり、全国の単位民児協の大部分で「学校などへの訪問活動」、「通学路の見守りなどの安全確保のための活動」が行なわれ、さらに「子育て家庭などへの訪問活動」、「子ども・子育て家庭を対象としたサロンなどの取り組み」も過半の民児協で実施されています。地域差はあるものの、全体としては「全国児童委員活動強化推進方策」に基づく取り組みが着実に進みつつある状況がうかがわれます。
- 積み重ねてきた実績、さらに「100周年方策」を踏まえ、児童委員制度70周年を契機に、児童委員活動のさらなる充実をめざし、今後の活動の重点を以下のとおり定めます。

1 これからの児童委員活動、児童委員協議会活動に期待されること

今日、地域社会や家族・家庭の姿は変化し、子どもや子育て家庭をめぐる状況は一層複雑かつ多様化しており、それとともに児童委員に寄せられる期待も大きくなっています。ここでは、これからの児童委員活動および児童委員協議会としての民児協活動に期待されることについて記します。

①家庭全体を視野に入れた支援

- たとえば児童虐待や子どもの貧困などの課題の解決のためには、子どもと保護者、双方に対する相談支援を行なっていくことが必要です。また、「子は親を映す鏡」といわれるように、児童委員として子どもと関わるなかで、その家庭の課題を把握する、また民生委員として高齢者の訪問をした際に、孫に関する相談を受けるといった事例も少なくありません。子どもをめぐる課題と家庭全体の課題は不可分であることを意識し、親子、家庭全体への相談支援を考えていくことが大切です。

②継続的な見守り

- 保育所や小中学校などは、その子が卒業してしまえば基本的にその関係は切れてしまいます。しかし、地域で共に生活する児童委員は、同じ地域住民として、その子の育ちを継続的に見守り、関わり続けることができます。子どもの育ちとともにその家庭を継続的に見守り続けていくことも民生委員・児童委員だからこそ可能なこととして期待されます。

③自らが「子育て応援団」となり、さらに応援団を増やしていく

- これまでは、とすると課題を抱えた子どもや家庭を把握し、支援につなげるという意識が強かったかもしれませんが、今後は、より自然体で、地域に暮らす子どもやその保護者にとって、身近な「地域のおじさん、おばさん」、「人生の先輩、子育ての先輩」として寄り添っていくことが期待され、それが信頼や、悩み事・困り事がある場合の相談にもつながると考えられます。
- また、子育て支援活動を通じて児童委員が地域の親子と知り合うだけでなく、子育て家庭同士が知り合うきっかけを作ったり、必要な施策に関する情報を提供すること、さらに必要に応じてその家庭を支援に結びつけることも重要です。
- 「子は親を映す鏡」であると同時に「子どもは社会を映す鏡」です。「社会の宝」である子どもたちが、未来に希望をもちながら、健やかに育っていくことが、地域社会の豊かな未来につながります。子どもが豊かに育つことができるまちは、すべての地域住民にとって生活しやすいまちであるといえます。地域の人びとに働きかけ、子育て応援団を増やしていく取り組みも期待されます。

④児童委員協議会でもある民児協としての組織的活動の推進

- 「児童委員の活動要領」には、民生委員協議会(単位民児協)ごとに児童委員協議会を組織すべきことが明示されており、「児童委員協議会は、児童委員相互の連絡をはかり、児童福祉のため各種の協議を行うために、民生委員協議会の開催と同時に開催することが望ましい」とされています。つまり、民児協は民生委員協議会であると同時に児童委員協議会であり、そのことを委員1人ひとりが意識することが大切です。
- 子どもや子育て家庭をめぐる多様な課題の解決のためには、これまで以上に主任児童委員と区域担当児童委員の連携が不可欠です。一部には、子育て支援等の活動を主任児童委員任せにしている民児協もあるとされますが、主任児童委員と区域担当児童委員の連携した活動なしには子どもをめぐる課題の解決は難しいことを関係者すべてが意識する必要があります。
- なお、主任児童委員は個々の家庭の相談支援には関われないとの誤解も一部に聞かれますが、前記のとおり児童福祉法に明記されているように、主任児童委員も区域担当児童委員と一緒に、必要に応じて個別ケースに関わっていくことが期待されています。

⑤地域住民や幅広い関係者への児童委員、主任児童委員としてのPR

- こうした活動を進めていくためには、地域住民や関係者の理解、信頼が不可欠といえます。そのためにも、民児協として児童委員制度やその活動への理解の促進のため、継続的なPR活動に取り組むことが大切です。

2 今後の児童委員活動の重点

- 児童委員制度創設から70年、社会や子どもを取り巻く状況は大きく変化しています。そうしたなかであって、子育てや子育ての安心・安全を支えていくため、児童委員および民児協には大きな期待が寄せられています。
- そこで、今後10年間の活動においては、以下の4項目を重点として、全国の民生委員・児童委員、民児協関係者がその力を合わせ、取り組んでいくこととします。

＜今後の児童委員活動の重点＞

- 重点1 子どもたちの「身近なおとな」となり、地域の「子育て応援団」となる
- 重点2 子育て、子育てを応援する地域づくりを進める
- 重点3 課題を抱える親子を早期に発見し、つなぎ、支える
- 重点4 児童委員制度やその活動への理解を促進する

- 以下に、各重点の趣旨および考えられる取り組み例を紹介します。なお、具体的な取り組みを進めるにあたっては、それぞれの地域性やその実情を踏まえた活動としていくことが期待されます。

重点 1

子どもたちの「身近なおとな」となり、 地域の「子育て応援団」となる

(趣 旨)

- 今日、地域におけるつながりの希薄化や核家族化の進行、共働き家庭の増加等により、周囲に頼れる人がいない環境で子育てをしている保護者（親）や、学校・家庭以外で大人と関わる機会が乏しい子どもが少なくありません。地域で暮らすすべての親子が、笑顔で生活を送ることができるようにするためには、地域のなかで誰かとつながっていることを実感し、何かあったときには頼れる相手がいるという安心感をもてるようにしていく必要があります。
- 児童委員、主任児童委員は、日頃から学校行事等への積極的参加や登下校時の見守り等を通じて、**地域の子どもたちの「身近なおとな」となれるような関係づくりを進めることが期待されます。**
- さらに、自らが「地域の子育て応援団」となり、子育て中の保護者に対し、たとえば「子育てサロン」や「子育てひろば」などの情報提供を行なうとともに、自らも子育てサロンに参加するなどにより、**子育て中の親にとって「人生の先輩、子育ての先輩」として、身近な存在となっていくことも期待されます。**

考えられる取り組み例

- * 登下校時の通学路での見守りや声かけ運動の実施、またさまざまな形で学校行事や授業等へ積極的に参加することで、子どもたちに自然に顔を覚えてもらい、「地域のおじさん・おばさん」として、声をかけやすく、またかけられやすい関係性を築きましょう。
- * 放課後や夜間の「居場所づくり」事業の実施や協力等を通じて、子どもたちと継続的に関わることで信頼関係を築いていきましょう。子どもたちが悩みや課題を抱えたときには、相談相手となることも期待されます。
- * 市区町村社協や子育て支援活動を行なうボランティア団体等と連携した「子育てサロン」の開催、産後の母親や子育て中の保護者へのレスパイト事業（子どもを一時的に預かり、保護者の息抜きやリフレッシュを図る事業）や「子育てひろば」等に関する情報提供を行なうことで、子育て中の親同士をつなぎ、子育て家庭の孤立防止を進めましょう。
- * 市区町村、保健所・保健センター等と連携し、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や健診未受診家庭への訪問、母親教室・父親教室、両親学級等への協力を行なうことで、出産前から出産後まで、切れ目のない支援に協力していきましょう。

重点2 子育て、子育てを応援する地域づくりを進める

(趣 旨)

- 核家族化の進行や人間関係が希薄化するなか、子育て（家庭）を地域として支えていくことが重要となっています。また、交通事故や犯罪被害などから子どもを守り、その健やかな育ちを支えていくためには地域全体で子どもを見守っていくことも大切といえます。
- 民生委員・児童委員は率先して「子育て応援団」となり、地域住民をはじめ学校や自治会・町内会、子ども会、児童館、ボランティア団体等と連携・協力し、子育て支援や見守り、健全育成活動などに積極的に取り組むことが期待されています。また、地域住民への呼びかけ、働きかけを行なうことで、地域の「子育て応援団」を増やし、子育て、子育てを応援する地域づくりを進めることも役割といえます。
- とくに、本（平成29）年4月から、社会福祉法人の地域貢献活動が責務化されたことから、福祉施設と連携・協働した取り組みも意識しましょう。

考えられる取り組み例

- * 児童館やボランティア団体等と連携し、昔ながらの遊びの伝承や世代間交流、居場所づくりを進めるとともに、広く参加の呼びかけを通じて、子どもと地域の大人との関係づくりを進めましょう。
- * 子どもや子育て家庭が地域のなかで見守られていることを実感できるよう、民児協として地域住民同士が声をかけあう「一声運動」や「挨拶運動」の実施を広く地域の人びとに呼びかけましょう。
- * 子どもたちと共に地域の危険箇所等や災害時の避難経路等を示した「安全マップ」の作成や防犯・避難訓練などを通じ、子ども自身が自らを守る力を高めるとともに、地域において子どもの安全を守る取り組みを進めましょう。
- * 小中学校、教育委員会と連携し、いわゆる「子ども民生委員」などの体験活動の実施、また自治会や子ども会等と協力し、お祭りといった地域行事に子育て家庭や子どもたちへの参加を呼びかけること等を通じて、子どもやその保護者に、自らも地域を担う一員であることを感じてもらう機会を作っていきましょう。
- * 地域の福祉施設を会場とした子ども食堂や学習支援事業等の開催を通じて、社会福祉法人との積極的な連携・協働を図るとともに、「子育て応援団」の仲間を増やし、子育て、子育てを応援する地域づくりを進めましょう。

重点3 課題を抱える親子を早期に発見し、つなぎ、支える

(趣 旨)

- 今日、さまざまな課題を抱えながら、周囲に助けを求める「声を出せない」、また「声を出さない」親子も少なくなく、そうした親子（家庭）を早期に把握し、支援につなぐことが課題の深刻化を防ぐためにも重要となっています。
- そのためには、民生委員・児童委員として、地域の子育て家庭と日頃から積極的に関わっていくとともに、「気になる家庭」について、地域住民から積極的な情報提供を得られる関係づくりが期待されます。
- 課題を抱える親子を把握した際には、市町村の児童福祉担当部署や児童相談所など適切な支援につなぐとともに、学校や関係機関・団体との役割分担のもと、自らも身近な相談相手として寄り添っていくことが適当です。

考えられる取り組み例

- * 市区町村、保健所・保健センター等と連携した「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」や健診未受診家庭の訪問、また乳幼児健診時の出張相談会の開催等を通じて、課題を抱える親子の早期把握につなげましょう。
- * オレンジリボン等のグッズを活用し、虐待に関する地域住民への啓発活動を進め、「気になる家庭」について住民から積極的な情報提供を得られるよう、地域住民との関係構築を進めましょう。
- * 学校教員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーとの定期的な情報交換会等の開催を通じて、気になる子どもの情報共有を進め、適切な役割分担の下での支援につなげていきましょう。
- * 要保護児童対策地域協議会においては、地域社会をよく知る民生委員・児童委員だからこそ可能な発言、提案を積極的に行なっていきましょう。
- * 社会的養護施設（児童養護施設等）との連携のもと、施設から家庭に戻った子どもを継続的に見守り、その育ちと地域生活を支えましょう。
- * 不登校の子どもたちが日常的に通い、遊びや勉強等の活動ができる居場所づくりへの協力や情報提供を行ない、不登校の子どもの育ちを支えましょう。
- * 低所得世帯の子どもたちの支援のため、社協やボランティア団体等と連携し、居場所づくり、学習支援や子ども食堂の実施、フードバンク活動の推進、およびその利用が期待される子どもや保護者への呼びかけなどに取り組みましょう。

重点4 児童委員制度やその活動への理解を促進する

(趣 旨)

- 児童委員や主任児童委員が地域において積極的な取り組みを推進していくためには、その基盤となる環境の整備が不可欠です。そして、環境整備には、主に民児協内の「内的環境の整備」と、住民の理解等の「外的環境の整備」があります。
- 内的環境の整備としては、①「すべての民生委員が児童委員であること」の意識喚起を図ること、②区域担当児童委員と主任児童委員の連携強化、③部会活動をはじめとした民児協内の活動推進体制の再検討、④新任委員や主任児童委員の活動支援といったことがあげられ、民児協の機能強化が重要となります。こうした民児協内の取り組みについては、各民児協の委員数、委員の経験年数をはじめ、実情に即して考えていくことが適当です。
- 一方、外的環境の整備としては、地域住民や関係機関等において、児童委員、主任児童委員の存在やその役割についての認知と正しい理解を進めていくことがなにより大切です。そのためには、学校行事や地域行事への積極的参加をはじめ、種々のPR活動を通じて、継続的に広報に努めていくことが重要です。

考えられる取り組み例

- * 定例会において、主任児童委員からの報告の定例化や、児童委員活動に関する議題を必ず設けること等を通じて、各委員の意識啓発を図りましょう。
- * 単位民児協・市区の連合民児協において、児童家庭福祉に関する部会・委員会の設置や研修の積極的实施を通じて、児童委員としての活動を積極的に進めるとともに、学習の機会を確保しましょう。研修の実施に際しては、全民児連が毎年発行している「児童委員活動の手引き」を活用した児童委員活動についての学び合いに取り組みましょう。
- * 「民生委員・児童委員の日」、「同活動強化週間」や児童福祉週間、児童虐待防止推進月間等の取り組みを通じて、児童委員、主任児童委員の役割や活動の周知を進め、地域住民や関係者の理解を促進していきましょう。
- * 継続的に小中学校の活動（授業、給食、体験活動等）に参加・協力することで、学校の教員や子どもたちに、児童委員について理解を広げましょう。
- * 児童委員として協力が期待されている里親制度の周知等に関して、里親会と民児協との懇談会を開催する等により、お互いの理解を深めていきましょう。

3 本方策の具体的推進のために

①取り組み期間について

- これまでの「全国児童委員活動強化推進方策」の取り組み期間は、概ね3年～4年となっていました。今回の「方策」は、「100周年方策」とも整合させ、以下の10年間とします。

平成29年12月～平成39年11月

- 取り組み期間中は、たとえば民生委員・児童委員の任期である3年を1期として、中期の取り組み計画や取り組み目標を立案しながら取り組みを進めましょう。そのうえで、各年度もしくは3年ごとに中間評価を行なうとともに、社会状況等に合わせた活動の必要な見直しなども行ないながら、さらなる効果的な取り組みを進めることが期待されます。

②「地域版」活動強化方策の策定を進めましょう

- 「100周年方策」においては、実効性ある取り組みとするため、地域の実情、社会資源の相違などを踏まえ、具体的な取り組み課題や目標を明示した「地域版活動強化方策」を市区町村、都道府県・指定都市の各段階で策定することを呼びかけています。
- 「地域版 活動強化方策」を策定する際には、本「全国児童委員活動強化推進方策」を踏まえ、児童委員活動に関することを必ず盛り込み、民生委員活動、児童委員活動を効果的、一体的に進めることが期待されます。
- なお、全民児連では各地での取り組みの参考としていただくため、来年度に向けて「100周年活動強化方策」および本「全国児童委員活動強化推進方策」を一体的に解説し、「地域版 活動強化方策」のひな型などを示す「活動強化方策 推進マニュアル（仮称）」を作成することを予定しています。

児童憲章

制 定 日 昭和 26 年 5 月 5 日

制 定 者 児童憲章制定会議（内閣総理大臣により招集。国民各層・各界の代表で構成。）

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

一 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。

二 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。

三 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。

四 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。

五 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。

六 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。

七 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。

八 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。

九 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。

十 すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。

十一 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。

十二 すべての児童は、愛とまことによつて結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

児童福祉法【抜粋】

公 布 昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号

最終改正 平成 28 年 6 月 3 日法律第 65 号

第六節◆児童委員

第十六条 市町村の区域に児童委員を置く。

② 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。

③ 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。

④ 前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第五条の規定による推薦によって行う。

第十七条 児童委員は、次に掲げる職務を行う。

一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。

二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。

三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。

四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。

五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。

六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

② 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員（主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。）との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。

③ 前項の規定は、主任児童委員が第一項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。

④ 児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。

第十八条 市町村長は、前条第一項又は第二項に規定する事項に関し、児童委員に必要な状況の通報及び資料の提供を求め、並びに必要な指示をすることができる。

② 児童委員は、その担当区域内における児童又は妊産婦に関し、必要な事項につき、その担当区域を管轄する児童相談所長又は市町村長にその状況を通知し、併せて意見を述べなければならない。

③ 児童委員が、児童相談所長に前項の通知をするときは、緊急の必要があると認める場合を除き、市町村長を経由するものとする。

④ 児童相談所長は、その管轄区域内の児童委員に必要な調査を委嘱することができる。

第十八条の二 都道府県知事は、児童委員の研修を実施しなければならない。

第十八条の三 この法律で定めるもののほか、児童委員に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

※児童福祉法第 1 章第 6 節「児童委員」以外に規定されている児童委員の果たすべき主な役割について

第二十五条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

② 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下この項及び第五項において「支援対象児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
（後略）

第二十六条 児童相談所長は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一（略）

二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、（後略）

第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一（略）

二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、（後略）

第二十八条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその

監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第二十七条第一項第三号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

一 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。（後略）

第二十九条 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

第三十条（略）

③ 保護者は、経済的理由等により、児童をそのもとにおいて養育しがたいときは、市町村、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、児童福祉司又は児童委員に相談しなければならない。

第三十三条の十二 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、第三十三条の十四第一項若しくは第二項に規定する措置を講ずる権限を有する都道府県の行政機関（以下この節において「都道府県の行政機関」という。）、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村又は児童委員を介して、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村に通告しなければならない。

（後略）

第三十三条の十三 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会又は市町村が前条第一項の規定による通告又は同条第三項の規定による届出を受けた場合においては、当該通告若しくは届出を受けた都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所の所長、所員その他の職員、都道府県の行政機関若しくは市町村の職員、都道府県児童福祉審議会の委員若しくは臨時委員又は当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

第六十一条の五 正当の理由がないのに、第二十九条の規定による児童委員若しくは児童の福祉に関する事務に従事する職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは児童に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、五十万円以下の罰金に処する。

児童虐待防止等に関する法律【抜粋】

平成 12 年 5 月 24 日法律第 82 号

（児童虐待の早期発見等）

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

（児童虐待に係る通告）

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2、3（略）

第七条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（出頭要求等）

第八条の二 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

2（略）

3 都道府県知事は、第一項の保護者が同項の規定による出頭の求めに応じない場合は、次条第一項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問その他の必要な措置を講ずるものとする。

（立入調査等）

第九条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

2（略）

（再出頭要求等）

第九条の二 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は前条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

2（略）

（臨検、搜索等）

第九条の三 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は第九条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い、又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。

母子及び父子並びに寡婦福祉法【抜粋】

昭和 39 年 7 月 1 日法律第 129 号

（昭和 56 年法律第 79 号、平成 26 年法律第 28 号 改称）

（関係機関の責務）

第三条の二 第八条第一項に規定する母子・父子自立支援員、福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）その他母子家庭の福祉に関する機関、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に定める児童委員、同法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、第十七条第一項、第三十条第三項又は第三十一条の五第二項の規定により都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村から委託を受けている者、第三十八条に規定する母子・父子福祉施設、母子・父子福祉団体、公共職業安定所その他母子家庭の支援を行う関係機関は、母子家庭の母及び児童の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない。

2 第八条第一項に規定する母子・父子自立支援員、福祉事務所その他父子家庭の福祉に関する機関、児童福祉法に定める児童委員、同法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター、第三十一条の七第一項、第三十一条の九第三項又は第三十一条の十一第二項の規定により都道府県又は市町村から

委託を受けている者、第三十八条に規定する母子・父子福祉施設、母子・父子福祉団体、公共職業安定所その他父子家庭の支援を行う関係機関は、父子家庭の父及び児童の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない。

(児童委員の協力)

第十条 児童福祉法に定める児童委員は、この法律の施行について、福祉事務所の長又は母子・父子自立支援員の行う職務に協力するものとする。

売春防止法【抜粋】

昭和 31 年法律第 118 号

(民生委員等の協力)

第三十七条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営むもの及び人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員は、この法律の施行に関し、婦人相談所及び婦人相談員に協力するものとする。

(※下線は全民児連事務局)

児童委員の活動要領

平成 16 年 11 月 8 日改正

（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

第 1 ◆児童委員の任務と心構え

①児童委員の任務

(1) 地域における活動の推進

児童、妊産婦、母子家庭等の福祉の増進に関する地域の自主的な活動の中心として、住民、団体と協力してその推進を図り、児童福祉施設、地域において児童の健全育成を行う者等と連携し、これを支援するとともに、児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努める。

(2) 関係機関との連携・協力

児童、妊産婦、母子家庭等の福祉の増進に関し、都道府県、市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関と連携し、その業務に積極的に協力する。なお、児童委員はそれぞれ区域を担当するものとされているところであるが、その担当区域をまたがる事案については、当該区域を担当する児童委員と連携・協力する。

②児童委員の心構え

(1) 使命の重要性の認識と知識、技術の向上

地域における児童、妊産婦、母子家庭等の福祉の増進を図るという任務にかんがみ、その使命の重要性について認識を深めるとともに任務の遂行に必要な福祉に関する制度、サービスについての知識、相談等についての技術を高める。

(2) 住民、関係機関との円滑な関係

地域住民、団体、関係機関等との良好な関係を維持することにより、円滑かつ効果的な活動を行うことができる基盤をつくる。

(3) 誠意と奉仕の精神

問題を客観的、総合的に把握し、適切な判断に基づく支援が進められるよう、市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関と連携しつつ、誠意と奉仕の精神をもって適切に対処する。

(4) 住民の立場に立った活動

支援を必要とする児童、妊産婦、母子家庭等の人権を尊重し、児童及び保護者の立場に立ち、その立場を理解し、お互いの信頼関係を基礎に支援することを原則とする。また、職務上知り得た秘密が十分保護されるよう留意しながら、社会福祉及びその他の多様な社会資源の提供に努める。

第 2 ◆児童委員の活動

①実情の把握と記録

(1) 地域の実情の一般的把握

児童委員は、市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等と連携する等の方法により、地域住民の生活実態等を適切に把握しておく。併せて、児童委員制度を周知すること等により、地域の実情が的確に把握できるよう努める。

(2) 具体的問題の把握

担当地域において保護を必要とする児童、妊産婦、母子家庭等の発見に努め、その抱える問題を的確に把握する。また、市区町村長、児童相談所長、地域の関係機関等から調査等を依頼された場合においては、的確に実情を把握し、依頼者に対し報告する。

(3) 記録とその活用

把握した問題、状況等について、その後の児童委員活動に活用するため、別添の児童票（略）を参考に正確に記録を行うよう努める。

なお、個人の秘密の保持には十分留意する。

②相談・支援

担当区域内の児童、妊産婦、母子家庭等について相談に応じ、それぞれの抱える問題に応じて利用し得る制度、施設、サービス等について助言し、問題の解決に努める。特に専門的な判断、治療、処遇等を必要とする問題については、速やかに適切な関係機関の援助が受けられるよう連絡・調整を行う。

相談・支援の代表的な事例としては、次のようなものがある。

(1) 手当等の受給、貸付金の借受に関する事実確認と支援

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、福祉手当、母子福祉資金貸付金等の制度の周知に努めるとともに、これらの手当等の受給、借受に当たって必要とされる事実確認を依頼されたときは、これに協力するとともに、これらの手当等の適正な受給等につき、関係の職員や相談員と協力して支援を行う。

(2) 保護を必要とする児童等に対する助言、支援

担当地域の保護を必要とする児童及びその保護者、妊産婦、母子家庭等に対して、それぞれの抱える問題に応じて利用し得る施設やサービス等について助言するとともに、必要に応じて関係機関の援助が受けられるよう、支援を行う。特に児童に関する専門的な相談・指導が必要と考えられる場合については、児童相談所との連絡・調整を行う。

(3) 委託による指導

都道府県知事又は児童相談所長の措置により、児童やその保護者の指導が委ねられたときは、当該関係機関から指導上の資料を得て、それを参考に指導する。

(4) 施設に入所中の児童の家族等及び施設から退所した児童等に対する支援

児童福祉施設に入所中の児童の家族等について、また施設から退所する児童及びその家族等について施設長、児童相談所長等から連絡があったときは、その児童及び家庭の状況に留意し、学校等の関係機関と連絡を密にして、その保護、支援に努める。

(5) 里親の開拓への協力

里親制度の周知を図り、里親となることを希望する者を適宜児童相談所等に連絡するなど、里親の開拓に協力する。

(6) 妊産婦、乳幼児の保護者に対する助言

①妊婦に対し、妊娠の届出や母子健康手帳の活用について助言するとともに、妊娠中及び産後の定期的な

保健指導を受けるよう勧奨する。

- ②市区町村及び保健所における健康診査、健康相談、訪問指導等の活用について助言する。

③児童の健全育成のための地域活動

地域において児童の健全育成を行う者等と連携し、次のような活動を行い、児童の健全育成のための地域活動に対する地域住民の参加を促進し、児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努める。

(1) 児童の健全育成のための地域活動の促進

- ①児童館、母親クラブ、放課後児童クラブ、子育てサークル、子ども会等、児童の健全育成に関する活動に対し援助・協力する。また、地域におけるボランティア活動への児童の参加を促進・支援する。
- ②児童虐待防止ネットワークや少年サポートチームの活動に対し、進んで参加するとともに、地域における健全育成関係の協議会等へ積極的に関与する。
- ③地域における子育て支援活動を推進するため、市町村等の行う子育て支援における総合的なコーディネート業務や、保育所等を拠点とした地域における子育てネットワークづくりの促進のために必要な援助・協力を行う。

(2) 母子保健組織の育成等

地域母子保健組織、愛育班等の活動の推進に努めるとともに、それらの行う保健活動に対し援助・協力する。

(3) 児童福祉文化財の健全化と地域環境の浄化

- ①児童福祉文化財の健全化を図るため、都道府県及び市町村児童福祉審議会の推せん、勧告の機能が活発に発揮されるよう地域の具体的資料を収集し、関係機関に提供する。
- ②俗悪な広告や成年向け雑誌の自動販売機等について必要がある場合には、関係機関の助言を得つつ、その経営者等に対し撤去等を要請する等地域の環境の改善、浄化に努める。

(4) 施設の設置及び児童の居場所の確保の促進等

児童の居場所の確保のため、児童館、放課後児童クラブ等の設置等について住民及び関係機関と協議を行い、地域の実情に応じ、その設置等を促進する。

(5) 事故等の防止

交通事故をはじめ、家庭内外の事故や犯罪から児童を守るため、家庭及び地域の環境が危険な状態のまま放置されることのないよう地域住民等の注意を喚起し、危険な環境の排除又は改善に努める。

また、児童の自殺の問題についても、児童相談所、福祉事務所、学校等の関係機関と密接な連携をとり、自殺の未然防止に努める。

(6) 児童の非行防止

喫煙、飲酒、家出、性的非行、暴走運転、脅迫、窃盗、暴行、放火等児童の非行や犯罪の早期発見と未然防止を図るため、そのおそれのある児童の把握とその補導、更生に努める。また、学校、PTA、補導団体、警察、町内会、自治会等との密接な連携のもとに、児童をとりまく家庭及び地域環境の改善、整備に努める。

④児童虐待への取組み

近時、児童虐待による死亡事件が後を絶たず、また、児童相談所等に対する虐待の相談件数も増加の一途をたどっていることから、児童虐待防止対策についての積極的な活動を行う。

(1) 発生予防

子育て中の保護者等の身近な相談者、聞き役、支え役として、子育てに関する相談に応じるとともに、地域の子育て支援活動への参加・協力を行いながら子育て中の保護者等に対し当該活動への参加を勧奨し、関係機関と連携を図りながら保護者等を支援すること等により、児童虐待の発生を予防する。

(2) 早期発見・早期対応

児童の福祉に職務上関係のあることを認識し、地域住民、関係機関等と密接に連携して児童虐待の早期発見に努め、これを発見した場合においては、児童福祉法第25条及び児童虐待の防止等に関する法律第6条に基づき速やかに通告を行い、児童相談所、福祉事務所等の関係機関との連携により早期対応を図る。なお、児童福祉法第29条及び児童虐待の防止等に関する法律第9条に基づく立入調査の実施に当たって関係機関から協力依頼を受けた場合は、積極的に情報提供を行う等これに協力すること。

(3) 再発防止

市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関と連携し、一時保護所、児童養護施設等の退所後等についても、定期的な相談や地域で見守りを行うなどにより児童虐待の再発防止やフォローアップを行う。

(4) 児童虐待防止ネットワークへの参画

住民に最も身近な市区町村において、子ども・家庭に関わる多くの機関が参加する虐待防止ネットワークに積極的に参画する。

⑤意見具申

(1) 市町村長等から意見を求められた場合の意見具申

法令、通達の定めるところにより児童等に係る措置、それに要する費用負担等について、都道府県知事、市町村長等から意見を求められたときは、事実に基づき児童等の福祉増進の観点から適切な意見を述べこれに協力する。

(2) 自発的な意見具申

児童等に関する施策及びその実施について児童等の福祉の増進の観点からその改善が必要と思料する場合は、児童委員協議会又は主任児童委員を通じて関係機関に対し、建設的な意見を提出する。

⑥連絡通報

保護者のいない児童、虐待を受けていると思われる児童、母子生活支援施設等による保護を必要とする母子家庭等、保護の必要な児童、妊娠婦、母子家庭等を発見又は発見した者から通告の依頼を受けたときは、その問題の所在、背景等を速やかに市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等適切な機関に連絡通報する。

児童、妊娠婦、母子家庭等に関し、必要な事項の状況

を児童相談所長に通知するときは、原則として市区町村長を経由するものであるが、児童虐待のおそれがあるなど直ちに児童相談所の対応が必要と認められる緊急の場合には、児童相談所長に直接通知し、その後速やかに市区町村長に報告する。

第3 ◆主任児童委員の活動

主任児童委員は民生委員・児童委員のなかから指名され、児童福祉に関する事項を専門的に担当するものとされており、原則として区域を直接担当しない取扱いとされているが、地域で発生する個別事案についても、当該区域を担当する児童委員と適宜連携を図り、積極的に対応することが求められている。主任児童委員として、児童委員の活動のほか、以下に掲げる事項について活動することが求められている。

①関係機関と児童委員との連携

市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所、学校、教育委員会等の関係機関との連絡を密接にし、児童及び児童を取り巻く家庭環境・社会環境について児童委員と連携して詳細な情報収集を行う。

また、地域における児童健全育成事業や母子保健活動等の推進に関しては、関係機関、特に児童館活動や母親クラブ等の関係者と密接に連携し、さらに健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関しては、地域ぐるみで子育てを行うための啓発活動を企画し、活動の実施に当たっては、その中心的役割を果たし、関係機関及び児童委員と連携して積極的に活動する。

②児童委員への援助・協力

市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関からの個別事案にかかる調査・支援等の依頼については、原則として児童委員に対して行われるものであるが、この活動に対し積極的に援助・協力するものであること。

また、個別事案を扱う必要がある場合においては、当該区域を担当する児童委員と調整・相談のうえ、協力して、これを行うものであるが、緊急を要する等事案の内容によっては、当該区域を担当する児童委員と連絡・調整を図りながら、主任児童委員が主体的に当該事案を扱うことも必要であること。

③民生委員としての活動

主任児童委員は、生活保護法、身体障害者福祉法、老人福祉法などの行政事務への協力に関しては、制度の周知徹底等を行うにとどめ、主任児童委員としての活動を実施することに伴い、これら法律に基づく個別世帯に対する援助・協力等が必要となることを発見した場合には、速やかに当該世帯が生活する区域を担当する民生委員に連絡し、必要な援助・協力等を要請し、自らは個別世帯に対する援助・協力等は行わないことを原則とする。

第4 ◆児童委員協議会

児童委員相互の連携の強化及び任務の遂行に必要な知

識、技術の向上を図るため、民生委員法（昭和23年法律第198号）第20条の規定に基づき組織された民生委員協議会ごとに児童委員協議会を組織するとともに、具体的事例に即した事例研究等を行い、その資質の向上を図るなど、その活動の充実強化を図る。

児童委員協議会は、児童委員相互の連絡をはかり、児童福祉のため各種の協議を行うために、民生委員協議会の開催と同時に開催することが望ましい。

各都道府県・指定都市・中核市 教育委員会教育長民生主管部（局）長 殿

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長
厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長

児童委員・主任児童委員の積極的な活用による児童健全育成
及び家庭教育支援施策の推進について（依頼）

児童の健全育成並びに家庭教育支援施策の推進につきまして、かねてより種々御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、少子化や核家族化に伴う育児不安や子育ての孤立化に加えて、児童虐待をはじめ、いじめや不登校、少年非行等、支援を必要とする子どもや家庭をめぐる問題が複雑化・深刻化しています。また、地域社会においても都市化、核家族化にともなう地縁的なつながりの希薄化等により、家庭の教育力の低下が指摘されるなど、社会全体で子育て家庭を支援する必要性が高まっております。

こうした中、住民の立場に立ち、住民との信頼関係の中で子どもや子育て家庭への支援活動を行う地域のボランティアとして活動している児童委員・主任児童委員の必要性は高まっていますが、一方では、「児童委員・主任児童委員の活動は地域に理解されていない」等の指摘もなされています。

このため、文部科学省及び厚生労働省としましては、各地方公共団体において、児童福祉部局、教育委員会、家庭教育支援団体、学校等の関係機関が連携を強化し、子どもや子育て家庭への支援活動を積極的に行い、地域の児童健全育成及び家庭教育支援を一層推進していただきたいと考えております。

この度、そうした取組に資するよう、厚生労働省において、児童委員・主任児童委員と学校・地域の連携に関する全国の取組事例集を作成しました（別添 1：略）。つきましては、管内・域内の市区町村児童福祉部局及び教育委員会等の関係機関に周知いただき、本事例集を参考に、地域の実情に応じた連携協力体制の構築を推進していただきますようお願いいたします。

また、文部科学省では、平成 20 年度より「地域における家庭教育支援基盤形成事業」を実施し、地域の子育て経験者や保健師、民生委員・児童委員等の専門家の連携による「家庭教育支援チーム」の設置、多くの親が集まる様々な機会（就学時検診、入学説明会等）を活用した情報提供や、家庭教育支援講座の実施、相談対応の充実等、身近な地域におけるきめ細かな家庭教育支援手法の開発に取り組んでいるところです（別添 2：略）。また、平成 21 年度においても、引き続き地域における効果的な手法開発やその普及・定着支援を行うとともに、そうした全国の好事例等を広く発信していくこととしております。地方公共団体におかれては、こうした事業を地域の家庭教育・子育て支援の取組に御定用いただきますようお願いいたします。

なお、児童委員・主任児童委員がその職務を遂行するためには、地域の実情に応じた適切な研修を行うことが必要であり、都道府県・指定都市・中核市が児童委員・主任児童委員を対象とした研修を実施する場合に、地域子育て環境づくり支援事業（「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」平成 9 年 6 月 5 日児発第 396 号厚生省児童家庭局長通知別添 7「地域子育て環境づくり支援事業実施要綱」：略）により必要な経費の助成を行っていることから本事業の活用も御検討願います（別添 3：略）。

今後も、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課において、さらなる施策連携等を図ることとしていますので、関係各位におかれましては、本趣旨を御理解いただき、各関係機関との密接な連携協力体制を構築し、児童委員・主任児童委員の積極的な活用をはじめとして、児童健全育成並びに家庭教育支援施策の連携推進に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、本通知及び別添資料につきましては、
文部科学省ホームページ（http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/1246352.htm）
厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/kosodate.html>）に掲載することとして
います。

28 生参学第 2 号
28 初児生第 8 号
雇児総初第 0520 第 1 号
平成 28 年 5 月 20 日

各都道府県・指定都市・中核市
教育委員会生徒指導担当部（局）長
教育委員会家庭教育支援担当部（局）長 殿
家庭教育支援担当部（局）長
民生主管部（局）長

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長
文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

生徒指導、家庭教育支援及び児童健全育成に係る取組の相互連携の推進について（依頼）【抜粋】

1. 生徒指導の推進に当たり、問題行動等の未然防止や早期発見のためには、学校内のみならず、家庭や地域における児童生徒の実態把握が欠かせないことから、学校は、日頃から家庭との協力関係を築くとともに、地域において家庭教育支援を担う子育てや教職の経験者、NPO 等の関係者や、児童委員、主任児童委員、スクールソーシャルワーカー、放課後子ども総合プラン関係者、児童館等の関係者などと円滑な連携を図れる体制を構築し、情報共有に努めるとともに、必要に応じて、校内の支援体制への活用を図るよう努めること。
2. 家庭教育支援の推進に当たっては、子育てや教職の経験者をはじめとした地域の様々な人材からなる家庭教育支援チームの組織化等により、保護者への相談対応や地域とのつながりづくりの充実に努めること。問題の未然防止や早期対応のためには、学校等における児童生徒の状況の把握や、専門的人材、児童健全育成関係者等との連携が重要であり、学校等の協力員との情報共有や、家庭教育支援チームの構成員としてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、民生委員・児童委員、主任児童委員などの地域の人材の活動に努めること。あわせて、「地域学校協働本部」の活用や、放課後子ども総合プラン関係者、児童館等関係者、子育て支援団体・NPO 等との一層の連携が図られるよう努めること。
3. 児童の健全育成に当たっては、地域での多彩な活動の実績を有し、学校関係者とは異なる視点で子供や家庭の悩みや問題の解決にかかわることのできる特性を生かして、民生委員・児童委員、主任児童委員、民生委員児童委員協議会、放課後子ども総合プラン関係者等が継続的に学校関係者と情報の共有を行い、連携・協力が図られるよう努めるとともに、例えば、民生委員・児童委員、主任児童委員が地域の家庭教育支援チームに参画するなど、家庭教育支援関係者との一層の連携が図られるよう努めること。（後略）

（※下線は全民児連事務局）

各都道府県・指定都市・中核市
民生主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
(公印省略)

児童委員、主任児童委員の活動の推進について

児童委員、主任児童委員の活動については、かねてより、平成 16 年 11 月 8 日付け雇児発第 110800 号 1 雇用均等・児童家庭局長通知「児童委員の活動要領の改正について」（以下「平成 16 年通知」という。）、平成 13 年 11 月 30 日付け雇児発第 762 号・社援発第 2115 号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知「主任児童委員の選任について」等でお示ししているところである。

今般、別添 1(略) のとおり、地方分権改革に係る「平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 28 年 12 月 20 日閣議決定）において、児童委員・民生委員の職務について、運用の工夫により地域の実情に応じて児童福祉に関する事案に重点的に取り組むことが可能であること、主任児童委員等の制度の活用方法について、地方公共団体に通知することとされていること等を受け、下記のとおり通知するので、その周知方につき格段のご配慮をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言に当たるものである。

記

1. 児童委員は、民生委員との兼任のもと、担当する区域について、民生委員としての職務に加え、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 17 条により規定された職務を行っているところである。これについては、民生委員又は児童委員の職務のいずれかに重点を置く形で活動を行うことは運用上禁止されていないほか、地域における各委員の負担が平準になるように努めつつ、児童委員に委嘱された者の中で、児童福祉関係や教員等の経験を有する者や、児童等の関係する問題に積極的に取り組みたい者等が、自らが担当する区域以外の区域において、その区域を担当する児童委員や主任児童委員と連携して児童委員としての職務の一部を行うことも、運用上可能であり、児童委員の積極的な活用を検討する際の参考にされたいこと。
2. 主任児童委員は、平成 16 年通知第三において、「児童福祉に関する事項を専門的に担当するもの」としての活動を実施することに伴い、民生委員としての活動のうち、行政事務への協力に関しては、制度の周知徹底等を行うにとどめ、自らは個別世帯に対する援助・協力等を行わないことを原則とされているほか、児童委員としても、原則として区域を直接担当しない取扱いである旨をお示ししている。これについては、主任児童委員が、区域を担当することを禁じる趣旨ではなく、児童委員と連携しながら、主任児童委員として児童の問題に関し一定の区域を担当し、各種の事案に対応することも可能であり、主任児童委員を活用した児童の問題に機動的に対応する体制を検討する際の参考にされたいこと。
3. それぞれの児童委員、主任児童委員が、委員としての活動を円滑に行えるようにするため、各自治体において、児童委員、主任児童委員に対する研修の機会を十分に行い、特に今般の改選により新たに児童委員、主任児童委員に委嘱された者の資質の向上に努めること。
4. 別添 2(略) に、児童委員、主任児童委員の活動事例を添付したので、参考にしながら、地域において児童委員、主任児童委員の活動の一層の充実に努めること。

児童委員制度および児童委員活動の歴史（主な事項）

昭和 22 年 12 月	児童福祉法制定により児童委員制度が創設、民生委員が児童委員に充てられる
昭和 23 年 12 月	厚生省が「児童福祉司及び児童委員の活動要領」通知
昭和 28 年 9 月	厚生省が「児童委員活動要領」を通知
昭和 30 年 10 月	「児童委員活動の強化推進要綱」を実施
昭和 37 年 12 月	厚生省が「児童委員の活動要領」（通知）を改正
昭和 42 年	制度創設 50 周年を期しての「民生委員児童委員活動強化要綱」策定 ・重点活動として、「出稼ぎ者・勤労青少年と家庭を結ぶ運動」、 「子どもを事故から守る運動」等を提示
昭和 45 年 4 月	「丈夫な子どもを育てる母親運動」を全国で展開（要綱制定は翌 46 年 12 月）
同 8 月	社会福祉モニター調査「父子家庭実態調査」（13 県市で実施）の結果を報告
昭和 47 年 11 月	女性民生委員を中心に「妊産婦の保健と生活」の実態調査を実施
昭和 48 年 3 月	全民児協が児童委員活動をテーマにした映画「明日に生きる母親たち」を製作
昭和 54 年	国際児童年
昭和 55 年 9 月	厚生省が「児童委員の活動要領」（通知）を改正
昭和 59 年 10 月	「丈夫な子どもを育てる母親運動」を「心豊かな子どもを育てる運動」に見直し 全民児協「児童委員活動のあり方検討委員会」が報告「児童委員活動の理念とその役割」をまとめる ・なにより児童の行動の理解者であり、児童のための代弁者であるべきとした ・また、児童を地域で住民と共にどう守っていくかという姿勢の重要性を指摘
昭和 60 年 12 月	全民児協が「児童委員活動指針」を策定（前年の報告を受けた実践方策の提示）
平成 元 年 12 月	厚生大臣の委嘱状に「児童委員」を併記
平成 2 年	1.57 ショック（少子化が社会的な課題に）
平成 4 年 11 月	全民児協、全社協、厚生省合同による「児童委員問題研究会」が中間報告 ・主任児童委員の設置を提言
平成 6 年	国際家族年
平成 6 年 1 月	主任児童委員制度創設（13,713 人に委嘱）、児童委員協議会の設置範囲を市町村から単位民児協ごとに
平成 6 年 4 月	「児童の権利に関する条約」批准

平成 8 年 12 月	80 周年記念全国一斉モニター調査「子どもと子育て支援活動の事例調査」、「子育てに関する意識調査」、「子どもの意識調査」を実施
平成 11 年 11 月	全民児連が「児童虐待防止緊急アピール」を採択
平成 12 年 5 月	児童虐待防止法公布 児童福祉法改正、児童委員を介して児童相談所等に虐待の通告が可能に 民生委員法改正、「保護指導」から「住民の立場に立った相談・援助」に 全民児連が「全国児童委員活動強化推進方策」を策定
同 6 月	厚生省が「児童委員の活動要領」を改正
平成 13 年 11 月	児童福祉法改正、児童委員の職務や主任児童委員の位置づけを法定化（12 月施行） 厚労省、児童福祉法改正を受け「児童委員の活動要領」を改正、また「主任児童委員設置要綱」を改正（翌月の一斉改選より主任児童委員の複数配置が実現）
平成 16 年 2 月	全民児連が「全国児童委員活動強化推進方策第 2 次アクションプラン」を策定
同 5 月	同「児童虐待防止緊急アピール 2004、児童虐待防止への取り組み方針」策定
同 12 月	児童福祉法改正、主任児童委員の児童委員としての役割の明確化（個別ケース対応）
平成 19 年 8 月	「主任児童委員の選任要領の一部改正について」（厚労省 雇児局長・社援局長通知）
9 月	全民児連が「全国児童委員活動強化推進方策『ひろげよう地域に根ざした思いやり』行動宣言 児童委員（主任児童委員）版」を策定
平成 21 年 3 月	「児童委員・主任児童委員の積極的な活用による児童健全育成及び家庭教育支援施策の推進について（依頼）」（文部科学省および厚生労働省の課長連名通知）
8 月	全民児連「民児協における子育て支援活動等状況調査」の実施
平成 22 年 12 月	「全国児童委員活動強化方策『広げよう 地域に根ざした 思いやり』行動宣言 児童委員（主任児童委員）版」改定
平成 25 年 12 月	「全国児童委員活動強化方策『広げよう 地域に根ざした 思いやり』行動宣言 児童委員・主任児童委員版」改定
平成 27 年 3 月	全民児連「児童委員協議会活動の充実のために～20 周年を迎えた主任児童委員活動の現状を踏まえて」発行
平成 28 年 6 月	児童福祉法改正 ・児童虐待の発生予防から自立支援までの一連の対策の強化 ・「子どもを権利の主体」として明確化
平成 29 年 7 月	「民生委員制度創設 100 周年活動強化方策」策定
同 11 月	「児童委員制度創設 70 周年 全国児童委員活動強化推進方策 2017」策定

児童委員制度創設 70 周年
全国児童委員活動強化推進方策 2017
～子どもたちの笑顔と未来のために～

平成 29 年 11 月

全国民生委員児童委員連合会

(事務局) 〒 100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
社会福祉法人全国社会福祉協議会民生部内
Tel 03-3581-6747 fax 03-3581-6748

